

議案説明書

行政経営部 行政経営課

提出議会：令和3年第5回定例会

1 案件名

議案第64号 佐野市個人情報保護条例の改正について

2 概要

デジタル庁設置法の制定等に伴い、所要の規定を整備する。

3 理由、趣旨、目的等

- デジタル庁設置法が制定され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）で定める情報提供ネットワークシステムの所管が総務省からデジタル庁となったことにより、情報提供等の記録の訂正をした場合におけるその旨の通知先を総務大臣から内閣総理大臣に改める。
- 番号利用法の改正により本条例で引用する条項にずれが生じたため、これを整備する。

4 その他の事項

施行日 公布の日